

中華人民共和国独占禁止法

(2007年8月30日第十期全国人民代表大会常務委員会第二十九回會議にて可決)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 独占協定
- 第三章 市場支配的地位の濫用
- 第四章 事業者結合
- 第五章 行政権力の濫用による競争の排除、制限
- 第六章 独占の嫌疑のある行為に対する調査
- 第七章 法律責任
- 第八章 附則

第一章 総則

第一条 独占行為を防止及び阻止し、市場の公平な競争を保護し、経済運営の効率を高め、消費者の利益及び社会的公共利益を維持・保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内の経済活動における独占行為には、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為において、国内における市場競争に対し排除、影響が生じる場合については、本法を適用する。

第三条 本法に定める独占行為は次の各号を含むものとする。

- (1) 事業者による独占協定の締結。
- (2) 事業者による市場支配的地位の濫用。
- (3) 競争を排除、制限する効果を具備する又は具備しうる事業者結合。

第四条 国は、社会主義市場経済に適應する競争規則を制定及び実施し、マクロコントロールを補完し、統一的、開放的、競争、秩序ある市場体制を健全化する。

第五条 事業者は公平な競争、自由意志による連合を通じ、法に基づき集中を実施し、事業規模を拡大し、市場競争能力を高めることができる。

第六条 市場支配的地位を具備する事業者は、市場支配的地位を濫用し、競争を排除、制限してはならない。

第七条 国は、国有経済が統制的地位を占める国民経済の要及び国の安全に関連する業界並びに法に基づき専業専売を行う業界について、その事業者の適法な事業活動を保護し、且つ事業者の事業行為及びその商品及びサービス価格に対し、法に基づき監督管理及び統制調整を行い、消費者の利益を維持・保護し技術進歩を促進する。

前項の定める業界の事業者は、法に基づき経営しなければならず、誠実に信義を守り、厳格に自己を規律し、社会公衆の監督を受けなければならず、その支配的地位又は専業専売の地位を利用して、消費者利益に損害を与えてはならない。

第八条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、競争を排除、制限してはならない。

第九条 国務院は独占禁止委員会を設置し、独占禁止業務の組織、調整、指導について責任を負わせ、下記の職責を履行させる。

- (1) 競争に関連する政策の立案について検討する。
- (2) 市場の総体的な競争状況の調査・評価について組織し、評価報告を発表する。
- (3) 独占禁止ガイドラインを制定、公布する。
- (4) 独占禁止の行政法律執行業務の調整を図る。
- (5) 国務院が定めるその他職責。

国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則は、国務院が規定する。

第十条 国務院の規定する独占禁止法の執行業務を担当する機関（以下、「国務院独占禁止法執行機関」と総称する）は、本法規定に基づき、独占禁止法執行業務について責任を負う。

国務院独占禁止法執行機関は、業務の必要性に基づき、省、自治区、直轄市の人民政府の相応の機関に授権し、本法規定に基づき、関連の独占禁止法執行業務について責任を負う。

第十一条 業界協会は、業界の自己規律を強化し、当該業界の事業者が法に基づいた競争を行うよう導き、市場競争における秩序を維持・保護しなければならない。

第十二条 本法における事業者とは、商品の生産、経営又はサービスの提供に従事する自然人、法人及びその他組織を指す。

本法における関連市場とは、事業者が一定期間内において、特定の商品又はサービス（以下、「商品」と総称する）について競争を実施する商品の範囲及び地域の範囲を指す。

第二章 独占協定

第十三条 競争関係にある事業者が、以下の各号の独占協定を締結することを禁止する。

- (1) 商品価値を固定又は変更する。
 - (2) 商品の生産数量又は販売数量を制限する。
 - (3) 販売市場又は原材料調達市場を分割する。
 - (4) 新技術、新設備の購入制限する又は新技術、新製品の開発を制限する。
 - (5) 結託して取引をボイコットする。
 - (6) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他独占協定。
- 本法における独占協定とは、競争を排除、制限する協定、決定又はその他協同行為を指す。

第十四条 事業者が取引相手方と下記の各号の独占協定を締結することを禁止する。

- (1) 第三者に転売する商品の価値を固定する。
- (2) 第三者に転売する商品の最低価格を制限する。
- (3) 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他独占協定。

第十五条 事業者は、締結した協定が下記の各号のいずれかに該当すると証明している場合、本法第十三条、第十四条の規定を適用しない。

- (1) 技術改良、新製品を研究、開発をするための場合。
- (2) 製品の品質を高め、コストを引き下げ、効率を向上させ、製品規格、基準を統一する又は専門に分業化するための場合。
- (3) 中小経営者の経営効率を向上させ、中小経営者の競争力を高めるための場合。
- (4) エネルギー節約、環境保護、災害の救済等の社会公共利益を実現するための場合。
- (5) 経済の不景気による販売量の深刻な減少を緩和するため又は著しい生産過剰を緩和するための場合。
- (6) 対外貿易及び対外経済合作における正当利益を保障するための場合。
- (7) 法律及び国務院が規定するその他状況。

前項第1号から第5号の状況にあり、本法第十三条、第十四条の規定が適用されない場合、事業者は締結した協定が関連市場の競争を深刻に制限せず、かつこれにより生じた利益を消費者が共同で享受できることについて証明しなければならない。

第十六条 業界協会は、当該業界の事業者を組織して本章の禁止する独占行為に従事してはならない。

第三章 市場支配的地位の濫用

第十七条 市場支配的地位を具備する事業者が、下記に掲げる市場支配的地位を濫用する行為に従事することを禁止する。

- (1) 不公平な高価格により商品を販売する、又は不公平な低価格により商品を購入する。
- (2) 正当な理由なく原価を下回る価格で商品を販売する。
- (3) 正当な理由なく取引相手方との取引実施を拒否する。
- (4) 正当な理由なく取引相手方が自己のみと取引するよう制限する又は自己が指定する事

業者のみと取引するよう制限する。

- (5) 正当な理由なく商品を抱き合わせて販売する又は取引時にその他不合理的取引条件を付加する。
- (6) 正当な理由なく条件の同等な取引相手方に対し、取引価格等の取引条件における差別的待遇を行う。
- (7) 国務院独占禁止法執行機関が認定する市場支配的地位を濫用するその他行為。

本法における市場支配的地位とは、事業者が関連市場において商品価格、数量又はその他取引条件を規制することができ、又はその他事業者が関連市場に参入することを妨害することができ、若しくはそれに影響を及ぼす能力を具備する市場地位を指す。

第十八条 事業者が市場支配的地位を具備することについて認定する際は、下記の要素に基づかなければならない。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率及び関連市場における競争状況。
- (2) 当該事業者の販売市場又は原材料調達市場における統制能力。
- (3) 当該事業者の財力及び技術的条件。
- (4) その他事業者の当該事業者に対する取引上の依存程度。
- (5) その他事業者が関連市場に参入する難易度。
- (6) 認定された当該事業者の市場支配的地位に関連するその他の要素。

第十九条 次の状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場支配的地位を具備すると推定することができる。

- (1) 1つの事業者の関連市場における占有率が2分の1に達する場合。
- (2) 2つの事業者の関連市場における占有率の合計が3分の2に達する場合。
- (3) 3つの事業者の関連市場における占有率の合計が4分の3に達する場合。

前項第2号、第3号の規定する状況下において、事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合、当該事業者が市場支配的地位を具備すると推定してはならないものとする。

市場支配的地位を占めると推定される事業者が、市場支配的地位を具備しないことを証明する証拠を有す場合、その市場支配的地位を具備すると認定しないものとする。

第四章 事業者結合

第二十条 事業者結合とは、下記の状況を指す。

- (1) 事業者が合併すること。
- (2) 事業者が株式又は資産の取得により、他の事業者に対する支配権を取得すること。
- (3) 事業者が契約等の方法により、その他事業者に対する支配権を取得すること又は他の事業者に対して決定的な影響を及ぼすことができること。

第二十一条 事業者結合が国務院の規定する申告基準に達する場合、事業者は、事前に国務院独占禁止法執行機関に申請しなければならないが、未申請の場合、結合を実施してはならない。

第二十二條 事業者結合が下記の状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機関に申請しなくてもよい。

- (1) 結合に参加する1つの事業者がその他各事業者の100分の50以上の議決権を有す株式又は資産を保有する場合。
- (2) 集中に参加する各事業者の100分の50以上の議決権を有す株式又は資産を結合に参加しない同一の事業者が所有する場合。

第二十三條 事業者は、国務院独占禁止法執行機関に結合を申請する場合、下記の書類、資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) 結合による関連市場競争の状況に対する影響の説明。
- (3) 結合協定
- (4) 会計士事務所の監査を経た、結合に参加する事業者の前会計年度財務会計報告書。
- (5) 国務院独占禁止法執行機関の規定するその他書類、資料。

申請書には、結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、結合の実施を予定する期日及び国務院独占禁止法執行機関が定めるその他事項を明記しなければならない。

第二十四條 事業者の提出した書類、資料に不備がある場合、国務院独占禁止法執行機関が規定する期限内に、書類、資料を補足提出しなければならない。期日を過ぎても事業者が書類、資料を補足提出しない場合、申告されていないものとみなす。

第二十五條 国務院独占禁止法執行機関は、事業者が提出した本法第二十三條の規定に合致する書類、資料を受領した日から30日以内に、申告された事業者結合に対する初歩的審査を実施し、更に審査を実施するか否かについて決定し、且つ書面により事業者に通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機関が決定する以前において、事業者は結合を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機関が更に審査を実施しないことについて決定した場合又は期限を過ぎても決定しない場合、事業者は結合を実施することができる。

第二十六條 国務院独占禁止法執行機関が更に審査を実施することについて決定した場合、決定の日から90日以内に審査を完了させ、事業者結合を禁止するか否かについて決定し、且つ書面により事業者に通知しなければならない。事業者結合の禁止について決定した場合、事由を説明しなければならない。審査期間中において、事業者は結合を実施してはならない。

下記の状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者への書面による通知により、前項の定める審査期間を延長することができる。但し、最長60日を超過してはならない。

- (1) 事業者が審査期限の延長に同意する場合。
- (2) 事業者が提出した書類、資料が正確でなく、更に確認する必要がある場合。
- (3) 事業者が申請後、関連状況に重大な変化が生じた場合。

国務院独占禁止法執行機関が期限を過ぎても決定を出さない場合、事業者は結合を実施することができる。

第二十七条 事業者結合を審査する場合、下記の要素について考慮しなければならない。

- (1) 結合に参加する事業者の関連市場における占有率及び市場に対する統制力。
- (2) 関連市場の市場集中度。
- (3) 事業者結合による市場参入、技術進歩に対する影響。
- (4) 事業者結合による消費者及びその他関連事業者に対する影響。
- (5) 事業者結合による国民経済の発展に対する影響。
- (6) 国務院独占禁止法執行機関が考慮すべきと認める市場競争に影響を及ぼすその他要素。

第二十八条 事業者結合が競争を排除、制限する効果を有す場合又は有しえる場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定を出さなければならない。但し、事業者が、当該結合により、競争に生じる有利的影響が不利的影響を明らかに上回ること又は社会の公共利益に合致することについて証明できる場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合について禁止しないよう決定することができる。

第二十九条 禁止しない事業者結合について、国務院独占禁止法執行機関は、結合により競争に生ずる不利的影響を減少させる制限的条件を付加する旨について決定することができる。

第三十条 国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定又は事業者結合に対して制限性の条件を付加する決定について、速やかに社会に公布しなければならない。

第三十一条 外資による国内企業買収、合併又はその他方法による事業者結合への参与について、国の安全に関わる場合、本法規定に基づいて事業者結合を審査する以外に、国の関連規定に基づき、国家安全審査を実施しなければならない。

第五章 行政権力の濫用による競争の排除、制限

第三十二条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、当該組織の指定する事業者の提供する商品を経営、購入、使用することについて限定又は形態を変えて限定してはならない。

第三十三条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、下記の行為を実施し、商品の地区間における自由な流通を妨害してはならない。

- (1) 他地区の商品に対し、差別的な料金項目を設定する、差別的な料金基準を実施する、又は差別的な価格を定める。
- (2) 他地区の商品に対し、当該地区の商品と異なる技術的要求、検査基準を定める、又は他地区の商品に対し、重複検査、重複認証等の差別的な技術措置を講じ、他地区の商品の当該地区市場への参入を制限する。
- (3) 他地区の商品に対し、専門の行政許可を採用し、他地区の商品の当該地区市場への参

入を制限する。

(4) 検問所の設置又はその他の手段を講じることにより、他地区の商品の参入又は当該地区の商品の搬出を妨げる。

(5) 商品の地区間における自由な流通を妨げるその他行為。

第三十四条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、差別的な資質要求、審査・評価基準の設定又は法に依らない情報の発布等の方法により、他地区の事業者が当該地区の入札応札活動に参加することについて、排斥又は制限してはならない。

第三十五条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、当該地区の事業者と平等でない待遇を採用する等の方法により、他地区の事業者による当該地区での投資又は分支機構の設立について排斥又は制限してはならない。

第三十六条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織は、行政権力を濫用し、事業者が本法の規定する独占行為に従事するよう強制してはならない。

第三十七条 行政機関は行政権力を濫用し、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第六章 独占の嫌疑のある行為に対する調査

第三十八条 独占禁止法執行機関は、法に基づき独占行為の嫌疑に対する調査を行う。独占行為の嫌疑について、如何なる単位及び個人も、独占禁止法執行機関に通報する権利を有す。独占禁止法執行機関は、通報者の秘密について保持しなければならない。

通報が書面形式で、且つ関係事実及び証拠が提供された場合、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。

第三十九条 独占禁止法執行機関は、独占行為の嫌疑にかかる調査において、下記の措置を講じることができる。

- (1) 調査される事業者の営業場所又はその他関連場所への立入検査。
- (2) 調査される事業者、権利関係者又はその他関連単位若しくは個人に対する質問、関係状況の説明についての要求。
- (3) 調査される事業者、利害関係者又はその他関連単位若しくは個人の関連証憑、協定、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料の閲覧、複製。
- (4) 関連証拠の封印、差押さえ。
- (5) 事業者の銀行口座の調査。

前項の定める措置を講じる場合は、独占禁止法執行機関の主要責任者に対して書面にて報告し、且つ承認を経なければならない。

第四十条 独占禁止法執行機関が独占の嫌疑に及ぶ行為について調査する場合、法律執行人員は2名を下回ってはならず、且つ法律執行証明書を提示しなければならない。

法律執行人員は、問い合わせ及び調査を行う場合、調査記録を作成し、且つ被質問者、又は被調査者はこれに署名しなければならない。

第四十一条 独占禁止法執行機関及びその業務人員は、法律執行の過程において知り得た商業機密に対する守秘義務を負う。

第四十二条 調査される事業者、利害関係者又はその他の関係単位若しくは個人は、独占禁止法執行機関が法に基づき職責を履行することについて協力しなければならない、独占禁止法執行機関の調査を拒否、妨害してはならない。

第四十三条 調査される事業者、利害関係者は意見を陳述する権利を有す。独占禁止法執行機関は調査される事業者、利害関係者の提出した事実、事由及び証拠について事実確認を行わなければならない。

第四十四条 独占禁止法執行機関は、独占の嫌疑に関する行為について調査し、事実確認を行った後、独占行為と認めた場合、法に基づき処分を決定しなければならない、且つ社会に公表することができる。

第四十五条 独占禁止法執行機関が調査する独占の嫌疑に関する行為について、調査される事業者が、独占禁止法執行機関の承認する期限内に具体的措置を講じ、当該行為による結果を消去させる場合、独占禁止法執行機関は、調査の中止について決定できる。調査中止にかかる決定には、調査される事業者の承諾した具体的内容について明記しなければならない。

独占禁止法執行機関は、調査の中止について決定する場合、事業者が承諾した状況の履行に対し監督しなければならない。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機関は調査の終了について決定することができる。

下記の状況のいずれかに該当する場合、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が承諾を履行しない場合。
- (2) 調査中止の決定時に根拠とした事実的重大な変化が生じた場合。
- (3) 調査中止の決定が事業者の提供した不備又は事実と背く情報に基づきなされた場合。

第七章 法律責任

第四十六条 事業者が本法の規定に違反し、独占協定を合意し且つ実施した場合、独占禁止法執行機関は違法行為の停止について命じ、違法所得を没収し、且つ前年度販売額の100分の1以上100分の10以下の罰金に処す。締結された独占協定を実施していない場合、50万円以下の罰金に処すことができる。

事業者が自発的に独占禁止法執行機関に対して独占協定にかかる状況を報告し、且つ重

要証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は、当該事業者に対する処罰を酌量、軽減若しくは免除することができる。

業界協会が本法の規定に違反し、当該業界の事業者を組織して独占協定を締結した場合、独占禁止法執行機関は、50 万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、社会団体登記管理機関は、法に基づき登記を撤回することができる。

第四十七条 事業者が本法の規定に違反し、市場支配的地位を濫用した場合、独占禁止法執行機関は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、且つ前年度販売額の 100 分の 1 以上 100 分の 10 以下の罰金に処す。

第四十八条 事業者が本法の規定に違反し、結合を実施した場合、国务院独占禁止法執行機関は、結合実施の停止、期限付きでの株式又は資産の処分、期限付きでの営業譲渡及びその他必要措置を講じ、結合以前の状態に回復するよう命じ、50 万元以下の罰金に処することができる。

第四十九条 本法第四十六条、第四十七条、第四十八条の規定する罰金について、独占禁止法執行機関が具体的な罰金金額を確定する場合、違法行為の性質、程度及び継続期間等の要素について考慮しなければならない。

第五十条 事業者は、独占行為を実施し、他人に損失をもたらした場合、法に基づき民事責任を負う。

第五十一条 行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織が行政権力を濫用し、競争行為を排除、制限する行為を実施した場合、上級機関が是正を命じ、直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者について法に基づき処分する。独占禁止法執行機関は、関連の上級機関に対して、法に基づいた処分に関する意見を提出することができる。

法律、行政法規において、行政機関及び法律、法規の授権する公共事務管理の職能を具備する組織が行政権力を濫用し、競争を排除、制限する行為を行った場合における処分について、別途規定がある場合、その規定に従う。

第五十二条 独占禁止法執行機関が法に基づき実施する審査及び調査に対し、関連資料・情報提供を拒否する、虚偽の資料・情報を提供する、証拠を隠匿・毀損・移動する、又は調査の拒絶・妨害その他行為がある場合、独占禁止法執行機関は是正を命じ、個人に対しては 2 万元以下の罰金に処し、単位については 20 万元以下の罰金に処す。情状が深刻な場合、個人については 2 万元以上 10 万元以下、単位については 20 万元以上 100 万元以下の罰金に処す。犯罪となる場合は、法に依り刑事責任を追求する。

第五十三条 独占禁止法執行機関が本法第二十八条、第二十九条に基づき下した決定に対して不服とする場合、まず法に依り行政再議について申請することができる。行政再議の決定に不服とする場合、法に依り行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機関が下した前項にて規定される以外の決定について不服とする場合、法に依る行政再議を申請すること又は行政訴訟を提起することができる。

第五十四条 独占禁止法執行機関の業務人員に職権濫用、職務怠慢、私利を図った不正行為、法律執行過程にて知り得た商業機密の漏洩があり、犯罪となる場合、法に依り刑事責任を追求する。犯罪にならない場合については、法に依り処分する。

第八章 附則

第五十五条 事業者が、知的財産権に関する法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為について、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為については、本法を適用する。

第五十六条 農業生産者及び農村経済組織による農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の経営活動にて実施する連合又は協同行為について、本法を適用しない。

第五十七条 本法は2008年8月1日から施行する。

